

商店街内の空き店舗等の所有者の方へ

台東区商店街空き店舗活用支援（所有者支援）事業

区内近隣型商店街内(※1)にある空き店舗及び空き家の所有者に対して、**貸出に必要な残置物の撤去等の一部を補助**します。

最大
(補助上限)

50万円

※補助対象経費（改修費）の1/2まで



募集期間：令和8年4月6日(月)～12月25日(金) ※予定数に達し次第終了

助成件数：最大5件 ※対象者は内部審査及び現地調査を実施後決定

この事業は、空き店舗等の貸出しに必要な経費の一部を補助し、店舗を貸しやすくすることにより空き店舗数を減らし商店街の活性化を図ることを目的としています。

補助限度額	補助率	補助対象経費
50万円	対象経費(改修費) の1/2	空き店舗等の貸出に必要な残置物の撤去、 清掃費用、老朽箇所の修繕など

■ 補助条件

- ① 区内の近隣型商店街の区域内にある空き店舗等又は空き家であること。
- ② 空き店舗等の所有者であること。
- ③ 3親等内の親族に貸すための工事で無いこと。
- ④ 交付申請後に行う工事であること。
- ⑤ 令和9年2月26日(金)までに工事の完了及び実績報告書を提出すること。
- ⑥ 交付決定後3か月以上経過しても、店舗部分の賃借人が決まらない場合には、台東区の空き店舗事業への情報掲載(区ホームページ)等への協力をすること。
- ⑦ 賃借人に対し、出店後は商店街の会員に加入してもらうことを条件とすること。

【問合せ先】

台東区役所 文化産業観光部 産業振興課 商店街担当

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 / ☎03(5246)1142 / FAX 03(5246)1139

詳細は二次元コードから
HPをご覧ください→



■ 提出書類(申請時)

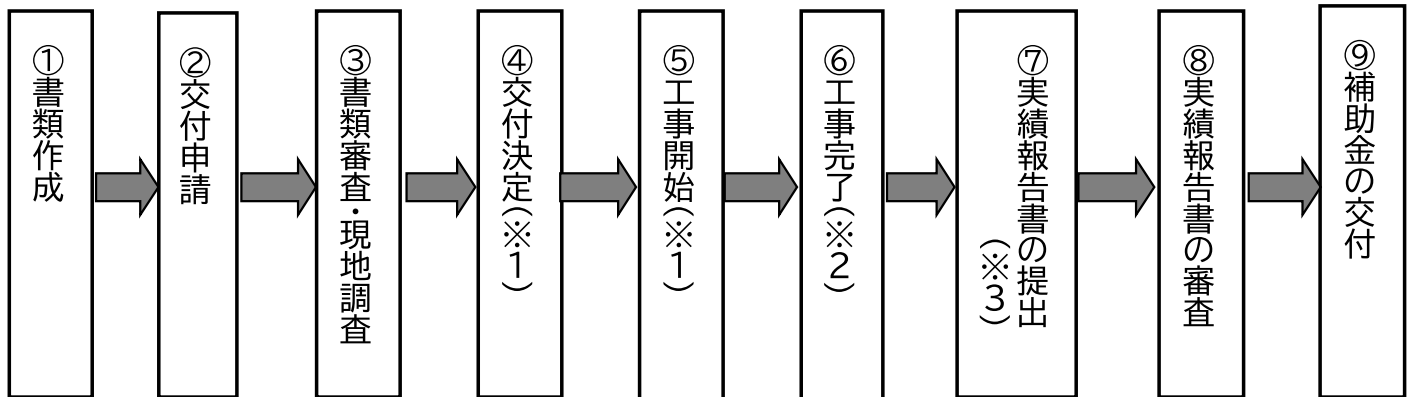
- ① 交付申請書
- ② 補助対象経費の見積書(工事内訳を確認できるもの)の写し
- ③ 建物の位置図
- ④ 貸出予定範囲の現況写真
- ⑤ 現況の平面図・立面図(工事を伴う場合のみ)
- ⑥ 空き店舗等の登記簿謄本又は権利が分かる書類
- ⑦ 最新の住民税の納税証明書
- ⑧ 本事業における事務経費に係る消費税の取扱いを記した書類

①、⑧の書式につきましては、区のホームページからダウンロードするか、区にご請求ください。

※添付書類等に不備がある場合には、追加書類の提出を求められることがあります。また、書類がそろわないと申請受付できません。

■ 申請から交付までの流れ

<令和8年4月～令和9年3月>



- ※1 交付申請後は、交付決定を待たずに工事を開始していただいて構いません。
- ※2 工事完了後、賃借人が決まっている場合には貸し出しを開始して構いません。
- ※3 実績報告書の提出締め切りは、令和9年2月26日(金)です。

■ 提出書類(事業開始報告時)

- ① 事業開始報告書
- ② 補助事業実施に係る契約書の写し
- ③ 補助事業実施に係る請求書(工事費内訳も添付)の写し
- ④ 補助事業実施に係る領収書の写し
- ⑤ 補助事業完了後の室内及び外観の写真
- ⑥ 空き店舗等の募集条件が分かる書類又は店舗の貸出が完了している場合は店舗に係る賃貸借契約書の写し

■ 申請にあたっての留意点

- 申請は、必ず事前に電話で予約のうえ、産業振興課までご持参ください(郵送での受付は行っていません)。
- なお、申請時には、申請事業の内容について、詳しくお聞きしますので、説明のできる方がお越しくください。
- 申請後、工事内容の変更はできません。十分にご検討のうえ、お申込みください。
- 補助金の交付は上記の⑦実績報告書の審査後になります。
1～2か月程度の時間を要しますので、余裕を持って書類をご提出ください。